

津波等に対する安全対策指針

【制定】平成28年3月29日

【改正】平成30年7月 5日

【改正】令和 4 年3月25日

【改正】令和 5 年7月12日

【改正】令和 7 年7月 4日

【改正】令和 8 年7月 9日

1 目的

尾鷲港等台風・津波対策協議会規則第2条の規定に基づき、尾鷲港等に津波の襲来が予測される場合における船舶等の安全対策など対応指針を定め、船舶等の安全確保を図ることを目的とする。

2 安全対策

区分、発令基準及び船舶等の対応

(1) 津波注意報、津波警報及び大津波警報（以下「津波警報等」という。）が発表された場合

別表1のとおり

(2) 南海トラフ地震臨時情報が発表された場合

別表2のとおり

3 情報伝達

(1) 情報伝達は、事務局から会員に電子メールにより一斉提供する。ただし、電子メールによる提供が困難な場合は、他の通信可能な手段により提供する。

(2) 電子メールにより情報を受けた会員は、速やかに傘下関係者及び関係船舶等に伝達する。

〔参考〕第一警戒体制（警戒勧告）及び第二警戒体制（避難勧告）並びに南海トラフ地震臨時情報の南海トラフ地震警戒強化（勧告）及び注意喚起については、第四管区海上保安本部から国際VHF（ナゴヤホアン16ch／12ch）の安全通信及び海の安全情報（沿岸域情報提供システム）の緊急情報配信サービスで情報提供されるほか、伊勢湾海上交通センターからAIS（船舶自動識別装置）メッセージで情報提供される。

(3) 地震発生時に「津波警報等」又は「南海トラフ臨時情報（調査中、巨大地震注意及び巨大地震警戒）」が発表された場合においては、情報伝達手段が断絶する又は情報伝達を行う間もなく津波が襲来する可能性があることから、各自、気象庁の発表時刻をもって勧告等が発令されたものとして、自主的に速やかな避難行動等を開始する。

4 情報入手体制の確立

- (1) 会員は、テレビ・ラジオ・インターネット等により地震・津波情報を的確に把握する。
- (2) 会員は、船舶に対する勧告等を的確に入手するため、海の安全情報の緊急情報配信サービスに登録する。

5 留意事項等

- (1) 勧告解除後に航行する船舶は、見張りを強化して、漂流物等の航路障害物に留意する。
- (2) 会員は、所属船舶又は関係船舶が災害に遭遇した場合のほか、他船の事故や航路障害物等を発見した場合は、速やかに尾鷲海上保安部に連絡する。
- (3) 安全対策を実施した船舶は、避難海域等においても、津波に関する情報の入手に努めるとともに、携帯電話、船舶電話、国際VHF、漁業無線等による連絡体制を確保する。

6 その他

船舶等の安全対策に関する参考事項

別紙のとおり

津波の襲来が予測される場合における船舶等の安全対策		
区分	発令基準 [予報区]	対応
注意喚起	遠地地震に関する情報（※１）等が発表され、尾鷲港等に津波の襲来が予測される場合	① 連絡系統、避難先及び避難時期等を確認する。 ② 津波や遠地地震に関する情報等の入手を継続する。 ③ 必要に応じて、津波対策（港外避難、係留強化、陸上固縛等）を実施する。 ④ 無線設備を有する船舶は、国際VHF（１６ｃｈ）を常時聴取する。
第一警戒体制（警戒勧告） （※３）	津波注意報（０．２ｍ以上１ｍ以下） [三重県南部]	① 船舶は、港外避難又は係留強化を実施する。 ② 小型船舶（※２）は、係留強化（陸上固縛）又は港外避難を実施する。 ③ 港外避難船は、津波襲来等の監視強化し、水深が深く十分広い海域へ避難する。 ④ 係留強化は、津波到達までに時間的余裕がある場合に実施する。 ⑤ 安全確保が困難な係留船の乗組員は、直ちに下船し、安全な場所へ避難する。 ⑥ 無線設備を有する船舶は、国際VHF（１６ｃｈ）を常時聴取する。 なお、市長または町長から避難指示が発令された地域では、安全な場所へ避難を実施する。
第二警戒体制（避難勧告） （※３）	津波警報（１ｍ超え３ｍ以下） 大津波警報（３ｍ超え） [三重県南部]	① 船舶は、港外避難又は係留強化を実施する。 ② 小型船舶（※２）は、係留強化（陸上固縛）又は港外避難を実施する。 ③ 港外避難船は、津波襲来等の監視強化し、水深が深く十分広い海域へ避難する。 ④ 係留強化は、津波到達までに時間的余裕がある場合に実施する。 ⑤ 安全確保が困難な係留船の乗組員は、直ちに下船し、安全な場所へ避難する。 ⑥ 無線設備を有する船舶は、国際VHF（１６ｃｈ）を常時聴取する。 なお、市長または町長から避難指示が発令された地域では、安全な場所へ避難を実施する。
勧告の解除	第二警戒体制（避難勧告）の解除は津波警報が解除されたとき、第一警戒体制（警戒勧告）の解除は津波注意報が解除され津波被害のおそれなくなったとき	
※１ 遠地地震に関する情報：国外で発生した地震について、以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード７．０以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合 ・大規模噴火が覚知された場合		
※２ 小型船舶：プレジャーボート・漁船・遊漁船など陸揚げ可能な小型船舶		
※３ 第一警戒体制（警戒勧告）及び第二警戒体制（避難勧告）は、港則法（昭和２３年７月１５日法律第１７４号）第３９条第４項及び第４５条（準用規定）に基づき、尾鷲海上保安部長から発令されますが、具体的な安全対策の実施については、各船舶の船長が判断する。		

別表 2

南海トラフ地震臨時情報が発表された場合における船舶等の安全対策

区分	発令基準	対応
情報提供	南海トラフ地震臨時情報（調査中）	気象庁の今後の発表に留意すること。
	南海トラフ地震臨時情報（調査終了）	
南海トラフ地震警戒強化（勧告） （※1） （※3） （※4）	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）（※2）が発表された場合	① 連絡系統、避難先及び避難時期等を確認し、在泊船は、避難準備を行い、必要に応じて直ちに出港できるよう準備する。 ② 南海トラフ地震臨時情報に関する情報等の入手を継続する。 ③ 避難に必要な支援体制を受けられないと予想される場合は、早期の港外避難又は陸上避難を考慮した自主的な避難行動をとること。
注意喚起 （※3） （※4）	1 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合 2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）警戒措置から南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）注意措置となった場合	① 連絡系統、避難先及び避難時期等を確認する。 ② 南海トラフ地震臨時情報に関する情報等の入手を継続する。
南海トラフ地震警戒強化解除（勧告解除）	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）警戒措置から南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）注意措置となった場合	

※1 南海トラフ地震警戒強化（勧告）は、港則法（昭和23年7月15日法律第174号）第39条第4項及び第45条（準用規定）に基づき、尾鷲海上保安部長から発令されるが、具体的な安全対策の実施については、各船舶の船長が判断する。

※2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）は、発表から1週間は、警戒措置期間となり、その後の1週間は、注意措置期間となる。

※3 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）発表から原則1週間が経過した時点又は南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表から2週間が経過した時点で、「政府としての特別な呼びかけの終了」の発表がされる。

※4 先発地震に伴う津波警報等の発表による港内津波対策の勧告が継続中の場合は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の発表が行われても南海トラフ地震警戒強化（勧告）は発令せず、先発地震に伴う津波警報等の解除に伴い港内津波対策の勧告が解除された場合において、警戒措置期間の場合は、南海トラフ地震警戒強化（勧告）を発令する。
また、南海トラフ地震警戒強化（勧告）が発令されているときに津波警報等が発表された場合は、南海トラフ地震警戒強化（勧告）を解除し港内津波対策の勧告を発令する。